経済産業省

20160115 貿局第3号輸出注意事項28第3号輸入注意事項28第2号経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年1月22日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年1月22日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)

	1/2/12 0 0 1 1 2/2/2/2/2 1 HIPPIPER 1 X 1 2/2 1 0 0 1 HIP (PER 1 X 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
改 正 後	現 行
18 電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 (1)~(8) (略) (9) 輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、エリトリアの項、リビアの項、 ソマリアの項及びシリアの項に掲げる貨物の承認申請	 18 電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 (1)~(8) (略) (9) 輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、イランの項、エリトリアの項、 リビアの項、ソマリアの項及びシリアの項に掲げる貨物の承認申請